

愛川町教育委員会

令和4年7月12日

愛川町教育委員会 7 月定例会会議録

- 1 会議日程 令和4年7月12日（火）
午後9時00分から午後9時35分まで
- 2 会議場所 愛川町役場201会議室
- 3 議事日程 日程第1 教育長報告事項について
(1) 教育長報告
日程第2 愛川町男女共同参画基本計画推進委員会の委員委嘱について
(議案第12号)
日程第3 令和4年度町一般会計補正予算（教育関連）について
(議案第13号)
日程第4 令和5年度使用教科用図書採択について (議案第14号)
- 4 出席委員 教育長 佐藤 照 明
教育委員（教育長職務代理者） 大 貫 洋
教育委員 柴 利 隆 一
教育委員 梅 澤 秋 久
教育委員 篠 崎 美 和
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 中 村 美 雪
教育総務課長 宮 地 大 公
指導室長 前 盛 朋 樹
教育開発センター所長 瀧 喜 典
生涯学習課長 上 村 和 彦
スポーツ・文化振興課長 松 川 清 一
教育総務課主幹 熊 坂 健 一

◎開会

それでは、本日の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会7月の定例会は成立いたしました。

よって、これより開会します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- (佐藤教育長) 日程第1、教育長報告事項についてを議題といたします。

教育長報告について、資料1に基づき報告をいたします。

6月22日から7月11日までの間に出席いたしました主な会議等について報告をいたします。

6月23日、第1回点検・評価委員会。

27日、中津第二小学校の校長先生の来室がありました。

28日、湘北教職員組合の書記長の来室がありました。

29日、小野澤町長3期目の就任式がございました。

30日、懐かしの学び舎体験学習。田代小学校がこの日に実施しており、神奈川新聞の取材がありました。子ども達に聞くと、楽しかったという感想が多かったように思います。

また、7月6日の神奈川新聞に、子ども達の体験学習が掲載されました。委員の皆さんも見られた方がいらっしゃるかと思います。子ども達の感想を含めて有意義だったと思っています。

7月1日、厚木税務署長さんが来庁されました。ここで転勤ということでご挨拶に来られました。

4日、愛川町土地開発公社理事会。

5日、懐かしの学び舎体験学習。この日は菅原小学校が実施しており、見学に行っていました。

台風4号接近に伴う連絡会がございました。

6日、三頭獅子舞写真展が郷土資料館で行われており、行ってまいりました。

7日、文化会館事業協会理事会。

11日、育児休業に伴う辞令交付式。本町の栄養士さんがここで育児休業に入られました。

以上でございます。

これより質疑に入ります。

ご意見や質疑がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

- (佐藤教育長) それでは、特に質疑等がございませんので、教育長報告についてはご了承願います。
-

◎日程第2【非公開】

- (佐藤教育長) 日程第2、議案第12号 愛川町男女共同参画基本計画推進委員会の委員委嘱については、個人情報を取り扱う案件となるため、非公開による審議とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

- (佐藤教育長) ご異議ないようでありますので、議案第12号につきましては、非公開で審議を行いたいと思います。
- それでは、ここで暫時休憩いたします。
-

◎日程第3

- (佐藤教育長) 会議を再開いたします。

日程第3、議案第13号 令和4年度町一般会計補正予算(教育関連)についてを議題といたします。

町歳入歳出予算のうち、教育に関する事務に関わる部分について、議会の議決を得るべき議案を作成する場合において、地方教育行政法の規定により、町長は教育委員会の意見を聴取することになっております。

このため、7月議会に提出する教育関連の補正予算について、別添資料に基づき説明するものであります。なお、詳細につきましては、担当より説明申し上げます。

- (宮地教育総務課長) それでは、愛川町教育委員会会議提出議案第13号 令和4年度一般会計補正予算(教育関連)でございますが、こちらについてご説明をさせていただきます。

次のページをご覧くださいと思います。

令和4年度(7月)町一般会計補正予算(教育関連)(案)でございます。

教育総務課としましては、歳出の補正予算を考えております。

全部で4項目ございます。

まず、1番上です。科目は9・2・2・1・3・18・23・1、小学校給食食材費高騰等緊急対策補助金、補正額は515万円、こちらの増額でございます。

同じく3段目になります。こちらが中学校の分になります。科目で言いますと、9・3・2・1・3・18・23・1、中学校給食食材費高騰等緊急対策補助金、345万円の増額でございます。

こちらにつきましては、給食食材料費が高騰する中でも、これまでどおりの栄養バランスや質を保った魅力あるおいしい学校給食が提供できるよう、年間の給食食材の一部を補助するものでございます。

積算といたしましては、児童生徒ともに、人数掛ける年間の給食費、その数値に消費者物価指数等に乗じて積算しておりまして、それぞれの人数に年間の給食費、1年生は4万5,100円、2年生から6年生及び教員につきましては、年間4万7,300円、1年生はどうしても4月の食数が少ないので、価格に差があるということで、ご理解いただきたいと思っております。そちらに消費者物価指数等でございます5.6%を掛けた数字、これに若干の端数調整が加わりまして、515万円という予算となっております。3段目の中学校につきましても同じような考え方で、中学校の人数、これに年間の給食費5万7,200円、これは1年生、2年生です。3年生が5万2,000円、職員につきましては5万7,200円、こちらは3年生が3月に給食をほとんど食べないということで、食数が減るので、額が変わっているということでご理解いただきたいと思っております。それに5.6%を掛けました額に、端数調整額が入りまして合計で345万円ということでございます。

この消費者物価指数5.6%の考え方でございますけれども、昨年度と今年度の5月を比較しまして、その消費者物価指数が食品部門で4.1%上昇しておりまして、そちらに調整費ということで1.5%を上乗せした合計の5.6%という形でございます。

この1.5%というのも昨年からの1年間で上昇している伸び率、そうしたものが約1.5%あるということで、4.1プラス1.5の5.6%という数字を導き出しているというところでございます。

続きまして、2段目になります。科目で言いますと9・2・3・9・1・18・23・1、小学校修学旅行費特別補助金。補正額といたしましては、157万5,000円、こちらの増額となっております。

同じく一番下4段目になります。科目、9・3・3・8・1・18・23・1、中学校修学旅行費特別補助金。補正額は495万円ということになってございます。こちらにつきましては、コロナ禍や原油価格、物価の高騰の中で修学旅行に係る保護者負担を軽減するため、小学校6年生には1人5,000円、中学3年生は1人1万5,000円をそれぞれ補助するもので、小学生315人分、中学生330人分を見込んだものでございます。

この5,000円という額は、大体、小学校平均で積立金が2万円を超えるような額を積み立てております。それのおよそ2割程度を町としては補助をしたかどうかということで、5,000円という数字を導き出しております。

中学校につきましては、小学校のおよそ3倍の6万円前後の積立てがあるということですので、中学校につきましては、この5,000円掛ける3倍の1万5,000円というような単価を導き出しまして、積算をしているところでございます。

全体の歳出合計といたしましては、1,512万5,000円、こちらを増額補正したいと考えております。

説明は以上でございます。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑等がございましたら、お願いいたします。

1点確認ですけれども、修学旅行の補助金については、コロナ対策のお金も含んでいるんですか。

○（宮地教育総務課長） はい、そうです。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） 今、教育長がおっしゃられたようにコロナ対策、そういったことにも当然使っていただく、それと、保護者負担軽減ということで、保護者の積立金の一部に充てていただく、そういった活用もしていただくということで、コロナ対応プラス家庭への負担軽減、そういった2つの用途で使っていただければよろしいのかなと考えております。

以上です。

○（佐藤教育長） いかがでしょうか。

大貫委員。

○（大貫委員） もちろん補助していただくのはいいことだと思うんですけれども、お金の出どころが問題なんだよ。町のお金には困っているわけじゃないので、これだけのお金を補助するんだから、どこかから持ってくるわけですよ。これからずっとこれをやったらやるわ

けですよ。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） まず、財源の部分でございます。こちらはコロナ禍における原油価格、物価高騰に直面する生活者や事業者の負担軽減策として、国が新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、こちらのほうを愛川町も受けております。こちらを財源といたしまして、今回の補正予算を組ませていただいております。満額ではないんですが、これを充てさせていただいているということでございます。

次に、今後、来年度以降にこれを引き続きやっていくのかというところでございますが、そこにつきましては、来年、そのときの社会情勢、物価の状況、そういったことも鑑みながら適宜適切な判断をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○（佐藤教育長） 大貫委員。

○（大貫委員） 心配しているのは、今年は国からお金が出たからやれて、来年は、国からお金が出なければ可能性としてはやれない。今年の人には補助金をもらって、そういうことがこれから出てくるんです。国もここはもう緊急だからと言ってお金を出しますけれども、来年、はしご外してもう出さないということは目に見えていますから、だから、補助をするのはいいことなんですけれども、継続していくのは難しいのかなと思います。その話で、予算がどう転ぶか。

○（佐藤教育長） 平成2年のときにも修学旅行に関して補助金があり、大体小学校で5,000円ぐらい、中学校で1万円ぐらいが戻ってきています。今回もこういうような話があって、こういう世の中の状況ですし、コロナ対策ということで、この交付金についてはできるものであればやってあげたいなというところで、こういう提案をさせていただいております。今後について、継続ができるかどうかということは、全く分からない状況の中での今回の提案になります。

他にいかがでしょうか。

梅澤委員。

○（梅澤委員） この程度に対応していただいたらと思っているところでございます。

食材の価格が上がっているところで、恐らく給食の中身が減っちゃうんじゃないかと、そういうふうな多分心配をしている保護者もいらっしゃると思うので、ぜひ今年度に関してはこういう補正をかけて、給食費が上がらないように町も頑張っていますというアピールをし

ていただくのも一つ大事ななと思っています。

以上です。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） ありがとうございます。

今年度小学校の給食費を月額400円上げていたところですが、実情としては、栄養士のお話しを聞くと、この物価高騰を考えると、なかなか予断を許せないという状況で、こういった財源が充てられると、非常に現場としてもありがたいということですので、ぜひ、この予算を有効に活用して、子ども達の給食が引き続き魅力ある給食になるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○（佐藤教育長） 他にいかがでしょうか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） それでは、他にご質疑がないようでございますので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第13号 令和4年度町一般会計補正予算（教育関連）について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第13号 令和4年度町一般会計補正予算（教育関連）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4

○（佐藤教育長） 日程第4、議案第14号 令和5年度使用教科用図書採択についてを議題といたします。

○（前盛指導室長） それでは採択についての提案理由および内容を事務局より説明申し上げます。

初めに、本日の参考資料といたしましては、令和元年度に採択をした現在使用している小学校教科用図書の採択理由、2つ目に令和2年度に採択した現在使用している中学校用教科用図書の採択理由、そして3つ目に愛川町と清川村の教科研究会が取りまとめた現在使用している教科書の調査研究報告書、小・中学校用がございます。

それでは、令和5年度使用の愛川町立小学校及び中学校教科用図書の採択について、提案理由及び内容をご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。

令和5年度使用の愛川町立小学校及び中学校教科用図書について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条、第14条及び同法施行令第15条により採択を求めらるのでございます。

今年度使用しております教科用図書は、小学校用につきましては令和元年度、中学校用は令和2年度にそれぞれ採択されており、法令により4年間は同一の教科書を使用しなければならないとされているため、令和4年度使用の教科用図書採択につきましては、2ページにございます学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、今年度と同一の教科用図書を採択することとなります。

なお、本町と清川村は教科用図書採択地区となっていることから、愛甲採択地区協議会を設けております。そこで、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除く小・中学校用各教科の教科用図書の採択については、7ページにございます神奈川県教科用図書愛甲採択地区協議会規約第13条、小委員会において、現在使用している教科用図書の調査研究報告書、小・中学校用より、特段の意見がなかったことから、小学校用は令和元年度に、中学校用は令和2年度に採択した教科用図書と同一の教科書を推薦することと確認しました。

つきましては、令和5年度使用の愛川町立小学校、中学校教科用図書として、1ページに記載されているものについて、ご討議いただきたいと思っております。

以上でございます。

○（佐藤教育長） ただいま、議案審議に先立ちまして、採択についての提案理由及び内容を事務局より説明していただきました。

これより議案審議に入ります。

ご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

大貫委員さん、いかがでしょうか。

○（大貫委員） 小委員会で特に意見が出ないという話がありました。小学校、中学校ともに令和5年度はこれでいいのかなと思っております。すぐに教科書会社を変えますとか、そういうことはする必要はないのかなと思っております。

○（佐藤教育長） 大貫委員からご指摘がありましたけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） 特に質疑がございませんので、終結をしたいと思います。

それでは皆様のご意見を総合的に判断させていただきまして、継続採択ということによろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、異議なしと認め、小・中学校各教科は資料の1ページの1、2に記載されておりますとおり、小学校用教科用図書は令和元年度に、中学校用教科用図書では令和2年度に採択しました同一の教科用図書を継続して採択することに決定いたしました。

続きまして、学校教育法附則第9条の規定により、教科用図書につきまして審議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

指導室長。

○（前盛指導室長） 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択につきまして、各教育委員会では毎年度異なる図書を採択することが可能でございますので、各学校から希望があった図書の中から児童生徒の障害の状況や発達の段階等を考慮し、適切であると判断した図書について採択をすることとなっております。

資料1ページ3、学校教育法附則第9条による町立小・中学校教科用書採択にございまして、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書、文部科学省コードつき一般図書、弱視用拡大教科書、いずれにおきましても、各機関等により調査研究が行われ、使用実績等もあることから、令和5年度使用、学校教育法附則第9条による教科用図書として適当であると判断しております。

説明については以上でございます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

○（佐藤教育長） それでは、ただいまの件について、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 特によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） 特に質疑等がないようですので、採択ということによろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは異議なしと認め、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について、資料の1ページの3にあるとおり採択をいたします。

以上で、日程第4 令和5年度使用教科用図書の採択について審議を終わります。

なお、ただいまの審議結果のとおり決することといたしますが、3ページの⑨に記載されておりますとおり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項の規定により、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないとなっております。したがって、採択のありました教科用図書につきましては、ただいまの採択結果が清川村教育委員会の採択結果と異なった場合には、教育長を愛川町教育委員会の代表とし、清川村教育委員会と協議を行い、その協議の結果、決定された教科用図書を愛川町教育委員会が採択する教科用図書とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

- (佐藤教育長) 特にご異議がございませんので、清川村教育委員会と採択が異なった場合については、協議の結果をもって愛川町教育委員会の採択結果になります。

最後に事務局より確認等をお願いいたします。

指導室長。

- (前盛指導室長) 指導室長です。

清川村教育委員会との協議につきましては、必要が生じた場合には、この後行うこととなっております。したがって、清川村教育委員会の定例会が7月20日となっておりますので、採択の結果につきましては、それ以降に公表することにさせていただきます。

なお、採択の結果等につきましては、3ページ⑩にありますとおり、採択期限となる8月31日までに各市町村教育委員会から、神奈川県教育委員会に報告をいたします。また、各学校には通知をもって、住民の方々には町のホームページ等を通じて、周知をさせていただくこととなりますことも、併せてご承知おきください。

採択事務に関する確認は以上となります。

- (佐藤教育長) それでは、日程第4 議案第14号 令和5年度使用教科用図書の採択については以上とさせていただきます。

◎閉会

- (佐藤教育長) 以上で本日の案件は全て終了いたしましたけれども、各委員からご意見、ご感想等ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） 特にご意見等がありませんので、事務局で何かございますか。

（「特にございません」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、以上で7月定例会の議事日程の全てが終了いたしましたので、閉会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、7月の定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

なお、次回の教育委員会定例会は、8月23日火曜日、午前9時から201会議室で開催いたします。

愛川町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

令和4年8月23日

教育委員会教育長

佐藤 昭明

教育委員会

教育長職務代理者

大貫 洋

教育委員

榮利 隆一

教育委員

梅澤 秋久

教育委員

篠崎 美和

調整職員

阿部 成彦